

✚ 貨物概要

天然はちみつにマルトデキストリンを添加し、タブレット状に固めたもの

製 法：選別→ろ過→マルトデキストリン添加→真空乾燥→冷却→粉碎→成型→
パック詰め→箱詰め

原 料：天然はちみつ、マルトデキストリン

性 状：直径約 2 cm の錠剤

包 装：6 錠／シート／箱

✚ 分類

関税率表第 1704.90 号－2（統計番号 1704.90-290）のその他の砂糖菓子

✚ 分類理由

関税率表第 04.09 項には「天然はちみつ」が分類されますが、同表解説第 04.09 項には、同項の物品は「砂糖又はその他の物質を加えてないものに限る。」とあり、マルトデキストリンが添加された本品は、同項には分類されません。

同表解説第 17.04 項には、同項に含まれるものとして、「(x) 砂糖菓子の形に作られている、天然はちみつをもととした調製品（例えば、ハルヴァ）」が例示されており、本品は、これに類するものであることから、砂糖菓子として、同項に分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。